

## 第 5 8 号議案

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 6 月 1 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 2 年足立区条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項中「、前項」を「、同項」に、「事情の」を「事情に」に、「が、当該子を養育」を「が当該子を養育」に、「「要介護者のある職員（ただし、教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が教育委員会規則で定めるところにより、」を「、「要介護者のある職員が当該」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

（3 歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限）

第 1 1 条の 2 教育委員会は、3 歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、第 1 0 条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、3 歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

（小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）

第 1 1 条の 3 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のあ

る職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、教育委員会規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

第17条第1項中「及び子の看護のための休暇」を「、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇」に改める。

第18条第1項中「介護休暇」の次に「（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）」を加える。

#### 付 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### （施行前の準備）

2 この条例による改正後の足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第11条に規定する深夜における勤務の制限に係る請求並びに第11条の2及び第11条の3に規定する超過勤務の制限に係る請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

##### （提案理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出

いたします。